

# 第51期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面記載省略事項)

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 事業報告

- ・ 会社の新株予約権等に関する事項…………… 1頁
- ・ 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項…………… 2頁

## 計算書類

- ・ 株主資本等変動計算書…………… 5頁
- ・ 個別注記表…………… 6頁

## ■会社の新株予約権等に関する事項

### 当期の末日における当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称 (発行日)	行使期間	新株予約権 の 数	目的となる 株式の数	保有者数	発行価額	行使価額
第13回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2020年5月10日)	2020年6月10日から 2035年6月9日まで	35個	3,500株	1名	1株当たり 1,645円	1株当たり 1円
第22回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2021年5月10日)	2021年6月10日から 2036年6月9日まで	48個	4,800株	2名	1株当たり 1,834円	1株当たり 1円
第23回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) (2022年5月10日)	2022年6月10日から 2037年6月9日まで	61個	6,100株	3名	1株当たり 1,931円	1株当たり 1円

#### 新株予約権の行使の条件 (各回共通)

- ・新株予約権を割当てられた者は、権利行使時においても当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
- ・新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。

## ■業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

### 【決議の内容の概要】

当社は、2022年9月27日開催の取締役会において、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の改定を下記のとおり決議しております。

#### 「内部統制システムの構築に関する基本方針」

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制と、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について、その基本方針を以下のとおり定める。

### 【業務の適正を確保するための体制】

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、社会的責任及び企業倫理を果たすため、グループが共有する日常行動の基本的な考え方や判断基準をまとめた「イオン行動規範」の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス意識の向上やイオンの基本理念の共有を目的とした研修を継続的に実施する。
- ②コンプライアンス規定を策定して、代表取締役社長を委員長、各本部長を責任者とするコンプライアンス委員会を設置して、法令、定款及び社内規定の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
- ③法令や倫理規定に違反する行為の未然防止及び早期発見を目的にイオングループの内部通報制度「イオン行動規範110番相談窓口」に参加しており、通報・相談内容に対しては、関連部署が調査し、違反が確認された場合は是正・再発防止策を講じます。なお、通報者に対しては不利益な扱いは行わない。
- ④「サステナブル委員会」を設置し、環境方針の審議、環境目的・目標の検討、関連法規制の遵守状況など、経営層に常に必要な情報が報告される体制を確保する。
- ⑤監査部門は、内部監査規定に基づき業務全般に関し、法令及び定款の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施すると共に、金融商品取引法等に従い財務報告に係る内部統制システムが適切に整備され運用されているかを評価検証し、代表取締役及び監査役（会）に対しその結果を報告する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な取締役の職務執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）の上、経営判断等に用いた関連資料と共に、文書規定その他の社内規定の定めるところに従い適切に管理保管する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
- ③監査部門は、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスクマネジメント規定を策定して、代表取締役社長を委員長、各本部長を責任者とするリスクマネジメント委員会を設置して、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
- ②大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。
- ③当社は、反社会的勢力との一切に関係を遮断し、不当要求に対しては法的な対応を行うとともに外部専門機関とも緊密な連携を持って、組織として対応します。
- ④リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査は取締役による監督機能である監査部門及び取締役（会）を監視する監査役により行われる。

#### (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期で月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および執行役員、常勤監査役から構成される執行役員会において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、執行役員会は原則として定期で月 2 回開催する。
- ②取締役及び執行役員の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、職務権限規定を定め、遂行すべき職務および職務権限を明確にする。
- ③監査部門は事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講ずる。

#### (5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役による競業取引及び当社と取締役との間の利益相反取引については、取締役会に付議することにより、当該取引が当社及び株主共同の利益を害するものでないかを慎重に精査する。また、当該取引に利害関係を有する取締役を特別利害関係人として除外した上で決議するなどして手続の公正性を確保する。
- ②イオングループ各社と取引を行う場合は「関連当事者取引管理規定」に則り、市場価格に基づいた適正な条件により取引を行い、年間取引実績の増減率等の報告を取締役会で報告を行い合理性・相当性を精査する。
- ③当社は、親会社の監査部門の定期的な監査・監督を受けており、適宜、コンプライアンス体制の整備を行っている。

#### (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は子会社内から成る企業集団における業務の適正性の確保と監視のため、適切な人材を役員（取締役、監査役、及びその両方）として派遣する。
- ②当社は子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、子会社全体を網羅的に管理する。
- ③子会社取締役等の職務の執行に係る事項の報告体制として、子会社に対し、当社が定める「子会社管理規定」に基づき、定期的に取り締り会への報告を義務付ける。
- ④子会社を当社の監査部門による定期的な監査の対象とし、当社の「内部監査規定」を準用して子会社の内部統制状況を把握・評価する。

#### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①当社は、監査役を補助するため、監査役の求めにより専属の使用人を配置する。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役の業務補助を行う。
- ③当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

#### (8) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①当社は、監査役を補助する使用人の採用・選定・異動等の人事に関する事項については、事前に常勤監査役または監査役会の同意を得ることとし、その人事考課は常勤監査役が行う。
- ②当社は、当該使用人についての懲戒手続きを開始する場合には、常勤監査役または監査役会の同意を得る。

#### (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- ①取締役及び使用人は当社の業務、財産に重大な影響及び損害を及ぼす事実、あるいは法令または定款に違反する行為で重大なもの、その他コンプライアンス上の問題を発見・認識した場合は直ちに常勤監査役または監査役会に報告する。
- ②監査部門は、内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に監査役（会）に報告する。
- ③監査役は、取締役会及びその他経営に関する重要な会議に出席し、自由に意見を述べる事ができる。
- ④内部通報窓口への通報状況とその対応を定期的に監査役（会）に報告する。
- ⑤当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人及び内部通報制度の利用者に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いや報復的な言動を行う事を一切禁止し、その旨を全従業員に周知徹底する。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重点課題について意見を交換し、効果的な監査業務の遂行を図る。
- ②監査役は監査部門と緊密な連携を図り、実効的な監査業務を遂行する。
- ③監査役は会計監査人やいは社外取締役とも情報交換し、緊密に連携を図る。
- ④取締役及び使用人は監査役から報告並びに関係資料の提供を求められたときには、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- ⑤当社は、監査役がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときはこれに応じる。
- ⑥当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑦当社は、監査役の職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ一定額の予算を設ける。但し、緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の請求に基づき処理する。

---

(注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。  
2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

## 株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利 益 剰 余 金			利益剰余金 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積 立金	別 途 積立金	繰 越 利益 剰余金	
当期首残高	4,815	10,709	22	10,732	884	152	7,800	17,629	26,465
当期変動額									
新株の発行	99	99		99					
新株の発行 (新株予約権の行使)			35	35					
固定資産圧縮積立金の 取崩						△16		16	－
別途積立金の積立							16,000	△16,000	－
剰余金の配当								△692	△692
当期純利益								4,672	4,672
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変 動額 (純額)									
当期変動額合計	99	99	36	135	－	△16	16,000	△12,003	3,980
当期末残高	4,915	10,809	58	10,868	884	136	23,800	5,625	30,446

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	△42	41,971	5	5	66	42,043
当期変動額						
新株の発行		199				199
新株の発行 (新株予約権の行使)	12	48			△48	0
固定資産圧縮積立金の 取崩		－				－
別途積立金の積立		－				－
剰余金の配当		△692				△692
当期純利益		4,672				4,672
自己株式の取得	△2	△2				△2
自己株式の処分	0	0				0
株主資本以外の項目の当期変 動額 (純額)		－	55	55	15	71
当期変動額合計	9	4,225	55	55	△32	4,248
当期末残高	△32	46,196	60	60	34	46,291

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

(2022年3月1日から2023年2月28日まで)

## 〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …………… 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品 …………… 売価還元平均原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 貯蔵品 …………… 最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …… 経済的耐用年数に基づく定額法

各資産別の主な経済的耐用年数として以下の年数を採用しております。

建物

(営業店舗) 20年～30年

(建物附属設備) 3年～18年

構築物 3年～30年

機械及び装置 17年

車両運搬具 4年～6年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員及び一部のコミュニティ社員（パートタイマー）に支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員業績報酬引当金

役員に対して支給する業績報酬の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、店舗閉鎖関連損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次事業年度から損益処理することとし、過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

## 5. 収益及び費用の計上基準

当社は主に店舗において商品の販売を行っており、顧客に対して商品を引き渡す履行義務を負っています。これらの商品の販売は、顧客に商品を引き渡した時点で顧客が商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。また、他社ポイント制度等に係る収益は、付与されたポイント相当額及びクーポン等の利用額を収益から控除しております。

### 〔会計方針の変更に関する注記〕

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

①代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益をその他の営

業収入に計上しております。

## ②他社ポイント制度等に係る収益認識

顧客への販売における他社ポイント、クーポン等の利用について、従来は総額を収益として認識し、付与されたポイント相当額及びクーポン等の利用額を販売費及び一般管理費の販売促進費として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度売上高が20,380百万円、売上原価が13,995百万円、販売費及び一般管理費が1,920百万円減少し、その他の営業収入が4,464百万円増加しておりますが、営業利益、経常利益及び当期純利益に与える影響はありません。

また、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

## 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計基準を、将来にわたって適用することとしております。

なお、この変更による計算書類への影響はありません。

## 〔会計上の見積りに関する注記〕

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

### 1. 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	84,663百万円
無形固定資産	258百万円
減損損失	2,421百万円

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

固定資産の減損の検討にあたっては、減損損失の認識及び使用価値の算定において、将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。当該見積りは、経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、現在の使用状況及び合理的な使用計画、追加投資計画等を考慮することとしております。当該数値は、経営者の判断を伴う主要な仮定として、将来の売上収益の成長予測、売上原価、人件費や家賃等の販売費及び一般管理費の変動予測等を織り込んでおります。

これらの主要な見積り及び仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、将来キャッシュ・フローの見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

繰延税金資産 6,911百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の計上にあたっては、将来の税負担額を軽減する効果を有するかどうかで回収可能性を判断しており、この判断の過程において、将来の一時差異等加減算前課税所得、一時差異の解消時期等で、一定の見積りを行っております。これらの見積りについては、経営者により承認された中長期計画の前提となった数値を基礎とし、過去の実績、将来の経営環境等を考慮して算定しております。

これらの主要な見積り及び仮定は、事業戦略の変更や経済的な外部環境の変化等の影響を受ける可能性があり、当該状況によっては、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### 〔貸借対照表に関する注記〕

#### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	
建物	193百万円
土地	2,008
計	2,202
担保に係る債務	
短期借入金	2,036百万円
長期借入金	7,917
計	9,953

#### 2. 有形固定資産の減価償却累計額 123,039百万円

#### 3. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	23百万円
短期金銭債務	397
長期金銭債務	9

### 〔損益計算書に関する注記〕

#### 1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収入	18百万円
営業費用	337

## 2. 減損損失

2,421百万円

### (1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	場所	件数	金額 (百万円)
店舗	建物等	福岡県	19	986
店舗	建物等	佐賀県	4	181
店舗	建物等	長崎県	1	30
店舗	建物等	熊本県	5	209
店舗	建物等	大分県	6	325
店舗	建物等	宮崎県	5	668
店舗	建物等	鹿児島県	4	19
計			44	2,421

### (2) 減損損失の内訳

種類	金額 (百万円)
建物	1,739
その他	681
合計	2,421

## 【株主資本等変動計算書に関する注記】

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度末株式数
発行済株式（注1）	普通株式	34,742,418株	34,833,558株
自己株式（注2）	普通株式	105,376株	76,562株

（注1）発行済株式数の増加91,140株は、社員持株会向けインセンティブとして新株式の発行を行ったことによるものであります。

（注2）普通株式の自己株式の株式数の減少28,814株は、端株の買取に伴い1,386株増加し、新株予約権行使等により30,200株減少したことによるものであります。

### 2. 配当に関する事項

#### （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年4月8日 取締役会	普通株式	692百万円	20円	2022年2月28日	2022年4月28日

#### （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年4月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	973百万円	28円	2023年2月28日	2023年4月27日

#### （3）新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	当事業年度末株式数
第12回 新株予約権	普通株式	700株
第13回 新株予約権	普通株式	3,500株
第20回 新株予約権	普通株式	3,450株
第22回 新株予約権	普通株式	6,100株
第23回 新株予約権	普通株式	6,100株

## 〔税効果会計に関する注記〕

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払金	333百万円
賞与引当金	921
商品	75
有形固定資産	8,006
無形固定資産	598
投資有価証券	4
長期前払費用	146
資産除去債務	1,210
税務上の繰越欠損金	2,747
その他	332
繰延税金資産小計	14,377
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△262
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,778
評価性引当額	△7,041
繰延税金資産合計	7,336
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	59百万円
資産除去債務に対応する除却費用	159
前払年金費用	180
その他有価証券評価差額金	24
繰延税金負債合計	424
繰延税金資産純額	6,911

### 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.5%
(調整)	
交際費等一時差異ではない項目	0.1
住民税均等割	4.1
評価性引当額の増減	△7.3
その他	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.3

## 〔リースにより使用する固定資産に関する注記〕

リース取引開始日が2009年2月20日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っております。

### リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- ① 当事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
建 物	8,659	7,955	324	379

- ② 未経過リース料期末残高相当額等

未経過リース料期末残高相当額

1年以内	270百万円
1年超	366
合計	636
リース資産減損勘定の残高	46

- ③ 当事業年度の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額

支払リース料	481百万円
リース資産減損勘定の取崩額	20
減価償却費相当額	285
支払利息相当額	46

- ④ 減価償却費相当額の算出方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- ⑤ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については、主として安全性の高い定期性預金等の金融商品に限定し、資金調達については、銀行借入等による間接金融のほか、株式発行、債権流動化による直接金融によっております。

売掛金、未収入金等の営業債権については、営業部門及び財務部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や貸倒れリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する会社の株式であり、市場価格のある株式については四半期ごとに時価の把握を行い、市場価格のない株式等については定期的に発行体の財務状況等の把握を行っております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。差入保証金の一部については、抵当権、質権を設定するなど保全措置を講じております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金等は、主に1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は主に営業取引、設備投資に係る資金調達であります。また、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しておりますが、返済時期又は償還時期を分散させることにより流動性リスクの回避を図っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、設備関係支払手形、営業外電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
資産			
(1) 投資有価証券 その他有価証券	287	287	—
(2) 差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	15,779	15,179	△599
負債			
(3) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	285	277	△7
(4) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	27,053	26,866	△187
(5) 長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金を含む)	10,101	10,045	△55

(注) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	29
関係会社株式	459

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価で貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	287	—	—	287

#### ②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金 (1年内回収予定の差入保証金を含む)	—	15,179	—	15,179
リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	—	277	—	277
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	26,866	—	26,866
長期預り保証金 (1年内返済予定の預り保証金を含む)	—	10,045	—	10,045

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

#### 差入保証金

これらの時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値から貸倒見積高を控除した価額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期預り保証金

長期預り保証金の時価については、契約期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 〔賃貸等不動産に関する注記〕

#### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は九州地方の主要都市を中心に賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

#### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）
19,143	26,119

（注1）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注2）当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて、自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

〔関連当事者との取引に関する注記〕  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有) の割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の 子会社	イオンクレジットサービス(株)	—	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	クレジット販売代金の債権譲渡、電子マネー利用代金等決済取引	273,582	未収入金 預り金	5,967 97
	イオントップパブリック(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	33,400	買掛金	4,093
	イオン商品調達(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	26,302	買掛金	3,035
	イオンリカー(株)	—	当社への商品の供給	商品の仕入高	13,368	買掛金	2,025
	イオンディライト(株)	被所有直接 0.28	店舗の保守、修繕、資産の購入	店舗修繕費等 資産の購入	8,278 1,030	未払金 設備未払金	1,009 621

(注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の仕入価格、代金決済方法等については、業界の慣習等を考慮し、交渉の上一般的な取引価格と同様に決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

## 〔退職給付会計に関する注記〕

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、親会社であるイオン株式会社及び同社の主要国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金基金制度並びに確定拠出年金制度及び退職金前払制度を設けております。

### 2. 退職給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	6,129百万円
勤務費用	409
利息費用	49
数理計算上の差異の当期発生額	△489
退職給付の支払額	△273
退職給付債務の期末残高	<u>5,825</u>

#### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	5,971百万円
期待運用収益	274
数理計算上の差異の当期発生額	△385
事業主からの拠出額	531
退職給付の支払額	△273
年金資産の期末残高	<u>6,119</u>

※「年金資産の期首残高」及び「退職給付の支払額」並びに「年金資金の期末残高」は、当社の親会社であるイオン株式会社及び同社の主要な国内関係会社で設立している確定給付型の企業年金制度における退職給付債務の金額の割合に応じて按分計算した金額であります。

#### (3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,825百万円
年金資産	△6,119
未積立退職給付債務	△293
未認識数理計算上の差異	299
前払年金費用	<u>△593</u>

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	409百万円
利息費用	49
期待運用収益	△274
数理計算上の差異の当期の費用処理額	92
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>276</u>

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	36.1%
株式	38.7%
生命保険の一般勘定	8.5%
その他	16.8%
合計	<u>100.0%</u>

(注1) その他には、主として現金、オルタナティブ投資が含まれております。

(注2) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託8.9%が含まれておりません。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.40%
長期期待運用収益率	5.04%

※なお、上記の他に2021年3月31日を基準日として算定した年齢別昇給指数を使用しております。

### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は537百万円であります。

### 4. 退職金前払制度

退職金前払制度の要支給額は41百万円であります。

## 〔退職給付会計に関する注記〕

### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	計	調整額	計
	SM・D S、GMS	HC	計				
売上高							
衣料品	41,338	—	41,338	—	41,338	—	41,338
食品	352,847	—	352,847	105	352,952	—	352,952
住居余暇	44,352	—	44,352	1,677	46,029	—	46,029
ホームセンター商品	—	18,381	18,381	—	18,381	—	18,381
その他	30	—	30	689	720	—	720
売上高計	438,568	18,381	456,950	2,472	459,422	—	459,422
手数料収入	8,798	181	8,798	105	9,085	174	9,260
顧客との契約から生じる 収益	447,367	18,563	465,930	2,577	468,508	174	468,682
その他の収益 (注)	14,952	377	15,330	0	15,330	452	15,783
外部顧客への営業収益	462,319	18,940	481,260	2,577	483,838	627	484,466

(注) 「その他の収益」は当社の店舗等へのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入であります。

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### ①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首及び期末残高

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	2,478
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	2,939
契約負債 (期首残高)	156
契約負債 (期末残高)	249

契約負債は、主に顧客との契約に基づき商品の引渡し前に顧客から受け取った前受金に関するものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、1年を超えるものが存在しないため記載を省略しております。

**〔1株当たり情報に関する注記〕**

1株当たり純資産額	1,330円89銭
1株当たり当期純利益	134円78銭

**〔重要な後発事項に関する注記〕**

該当事項はありません。